

お客様各位

2020年3月

「改正債権法」等を踏まえた預金規定等改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、当金庫は、「改正債権法」を踏まえ、各種預金規定を2020年4月より改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客様にも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫窓口へお問い合わせください。

1. 対象となる主な預金規定

総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）、普通預金規定（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、定期積金規定、（自動継続）期日指定定期預金規定・自由金利型定期預金（M型）規定・変動金利型定期預金規定、積立定期預金規定、当座預金規定 等

2. 主な改定内容

普通預金規定について、以下の条項を新設、追加および変更をします。

- （1）（預金契約の成立）の条項を追加
- （2）（振込金の受入れ）の条項に法令違反の場合の拒絶を明記
- （3）（通知等）の条項について「みなし到達」を適用
- （4）（規定の変更）の条項の一部変更
- （5）（届出事項の変更）の条項の一部変更
- （6）（成年後見人等の届出）の条項の一部変更

※普通預金規定以外の規定についても、改正債権法の内容を踏まえ同様の改定を行います。

3. 改定時期

2020年4月1日(水)から

以上